

議案第53号

さぬき市税条例等の一部改正について

さぬき市税条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例等の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

9 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

(さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さぬき市税条例の一部を改正する条例（平成25年さぬき市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の4の改正規定中「、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め」を削る。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第3号中「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中さぬき市税条例附則第10条の2の改正規定並びに次条第1項及び第3項並びに附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中さぬき市税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに第2条及び次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中さぬき市税条例第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条第4項及び附則第4条の規定 平成28年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前のさぬき市税条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節におい
---------	----------	---

		て「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条

の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	さぬき市税条例等の一部を改正する条例（平成27年さぬき市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第4条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第4条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第4条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付す

る。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第9項の規定
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第19条の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第	附則第20条第4項	附則第20条第10項に

4項の項		において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

1 1 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第11項の規定
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項

第7項の表第19条の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4

		項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第13項の規定
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第19条の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

議案第54号

さぬき市まちづくり寄附条例の一部改正について

さぬき市まちづくり寄附条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例

さぬき市まちづくり寄附条例（平成19年さぬき市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自立する都市」の実現」を「守る つなぐ 進化する」に基づく取組」に改める。

第2条第1号から第6号までを次のように改める。

- (1) 活力にあふれ、いきいきと暮らせるまちづくり事業
- (2) 安全、安心、快適に暮らせるまちづくり事業
- (3) 健全な心身と思いやりを育むまちづくり事業
- (4) 学ぶ意欲と豊かな心を育むまちづくり事業
- (5) 人と地球にやさしいまちづくり事業
- (6) 市民協働による、持続可能な自主自立のまちづくり事業

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第4条第2項中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改める。

第5条中「第4条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前のさぬき市まちづくり寄附条例（以下「改正前条例」という。）第4条の規定により自らの寄附金を財源として実施する事業としてあらかじめ指定した場合における当該事業については、当該寄附者からの特段の申出が無い限り、改正前条例第2条第1号の事業はこの条例による改正後のさぬき市まちづくり寄附条例（以下「改正後条例」という。）第2条第1号の事業と、改正前条例第2条第2号の事業は改正後条例第2条第2号の事業と、改正前条例第2条第3号の事業は改正後条例第2条第6号の事業と、改正前条例第2条第4号及び第6号の事業は改正後条例第2条第4号事業と、改正前条例第2条第5号の事業は改正後条例第2条第3号の事業と、改正前条例第2条第7号の事業は改正後条例第2条第5号の事業とみなし、引き続きこれらの事業に費用を充てるものとする。

議案第55号

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は
看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

さぬき市国民健康保険多和診療所条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険多和診療所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市国民健康保険多和診療所条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険多和診療所条例（平成14年さぬき市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（診療日及び診療時間）

第6条 診療所の診療日及び診療時間は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、別紙のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

香川県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川県市町総合事務組合理約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第2の1の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の8の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第3中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川県市町総合事務組合理約の規定は、平成27年4月1日から適用する。

議案第58号

売買代金返還請求控訴事件に係る訴訟上の和解について

高松高等裁判所平成27年（ネ）第40号売買代金返還請求控訴事件について、訴訟上の和解をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項12号の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 和解する相手方 *****
 * * * *

- 2 和解の要旨 別紙和解条項により和解する。

和 解 条 項

さぬき市（以下「控訴人」という。）と****（以下「被控訴人」という。）とは、次の条項により和解する。

- 1 被控訴人は、控訴人に対し、下記の不動産（以下「本件不動産」という）が控訴人の所有であることを認め、これを平成27年7月末日までに引き渡す。
なお、被控訴人は、控訴人に対し、本件不動産の引渡しに際しては、本件不動産上に残された土砂（主として、被控訴人が積み上げた花崗土）の所有権を放棄する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、1,001万550円の支払義務（売買代金の返還義務）があることを認め、これを平成27年7月末日までに香川銀行兵庫町支店「弁護士藤本尊載（フジモトタカノリ）預り口」名義の普通預金口座（口座番号3501305）に振り込む方法で支払う。
振込手数料は控訴人の負担とする。
- 3 控訴人は、被控訴人に対し、本件不動産につきなされた高松法務局寒川出張所平成23年4月11日受付第2022号所有権移転登記の同日錯誤を原因とする抹消登記手続きをする。被控訴人は控訴人の上記抹消登記手続きに協力する。
登記手数料は控訴人の負担とする。
- 4 被控訴人は、控訴人が高松地方裁判所平成27年（モ）第3号強制執行停止決定申立事件について立てた保証（高松法務局平成26年度金第722号）の取消に同意し、その取消決定に対し抗告しないことを合意する。
- 5 被控訴人はその余の請求を放棄する。
- 6 控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本件和解条項以外には何らの債権、債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は一審、二審とも各自の負担とする。

記

物件目録

所在地番	*****
地目	**
地籍	*****

議案第59号

工事請負契約の締結について（平成27年度浦小田雨水排水ポンプ場 建設工事（電気））

平成27年度浦小田雨水排水ポンプ場建設工事（電気）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成27年度浦小田雨水排水ポンプ場建設工事（電気） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金186,138,000円
うち消費税及び地方消費税額13,788,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町2丁目16番3号
株式会社フソウ四国支社
支社長 原川 崇 |